

住まいに関する支援制度一覧

市町村名： 嬭恋村

※チラシ等送付頂ける場合は、郵送にてお願いいたします。

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合 は 利子補給率)	融資期間	申請/募集時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
嬭恋村家庭ごみ等減量対策 容器購入費	助成	家庭ごみ減量容器補助金	コンポスト購入額の2分の1(100円未満切り捨て)。電気式生ごみ処理機購入費の2分の1(100円未満切り捨て)。	嬭恋村の住民であること。 公共料金の未納がないこと。	コンポスト1容器 3,000円。 電気式生ごみ処理機1世帯1台まで1容器30,000円		常時受付	令和7年度内	年度内で、予算 がなくなるまで	住民課	0279－96－0515	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/100000000172/index.html	
耐震診断費	助成	嬭恋村木造住宅耐震診断者派遣事業	村内に住所を有する木造住宅の所有者に対し、村が耐震診断者を派遣して耐震診断を実施する	・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅又は併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの) ・平屋建て又は2階建てのもの ・在来軸組工法によって建築されたもの ・所有者が嬭恋村に住所を有するもの				随時		建設課	0279-96-1973		
住宅改修費	助成	嬭恋村住宅改修等助成金	生活環境向上を目的として行う住宅新增改築等の工事	・助成を受けようとする者が村内に所有する住宅等 ・継続して1年以上住民登録していること ・本人及び同一世帯員の納付すべき税等の村に対する債務に遅滞がないこと ・村内の施工業者が請負、その金額が10万円以上であること ・完了報告が翌年の3月末日までに提出できること ・村の他の補助金や助成金の交付を受けていないこと	工事費用の20%を補助 (上限10万円まで)			工事着工前12月25日〆切	予算範囲内	観光商工課	0279－82－1293	https://www.vill.tsumagoi.gunma.jp/www/contents/1000000000240/index.html	
重度身体障害者(児)住宅改修費	助成	重度身体障害者(児)住宅改修費事業費	住宅設備を障害者に適するように改造する場合、その事業に要する経費に対し補助金を交付する。	①村内に住所を有する者 ②身体障害者福祉法の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている者 ③身体障害者福祉法施行規則の規定により、次のいずれかに該当する者 ・下肢の身障者で1・2級の者 ・体幹の障害者で1・2級の者 ・下肢及び体幹の重複障害者で1・2級の者 ・視覚の障害者で1級の者 ・上肢の障害者で1・2級の者(ただし、それぞれの上肢に4級以上の障害のある者 ④当該年度の市町村民税所得割額160,000円未満の世帯	50万円/戸			工事着手前		健康福祉課	0279－96－0512	http://www.vill.tsumagoi.gunma.jp	新築・増築は対象外